千 八 + 号

第

平成二十一年九月十五 日

規

則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成二十一年九月十五日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第七十六号

六〇八 六〇八

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則(平成十二年岐阜県規則

第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(条例別表第一十八の二の二の項の規則で定める場合)

第三条 条例別表第一十八の二の二の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

の外国における病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、緊急に渡航 一般旅券の発給を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、その親族等

する必要があると認められる場合

一 申請者が業務上等の理由により早急に外国に渡航する必要がある場合において、 市町村の長を経由して申請するのでは、渡航前に一般旅券の発給を受けることが困

により二重に一般旅券の発給を受けようとする場合 難であると認められるとき。 申請者が旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第四条の二ただし書の規定

平成二十一年九月十五日

岐 阜 県 公 報

毎週 (金曜日)

発行

四

申請者が旅券法第十三条第一項各号のいずれかに該当する場合

第2082号	岐	阜 県 公 報	平成 21 年9月 15 日 (608)
では でま でき でき	番号及び年月日開発許可(変更許可)	平成二十一年九月十五日四条第三項の規定により国土交通省中部地方整件第一項の規定により国土交通省中部地方整件の規定により国土交通省中部地方整件の規定により国土交通省中部地方整件の規定により国土交通省中部地方整件	五 申請者が、その者が記録されているため、前各号に定める場合のほか、やむを附 則 この規則は、平成二十一年十月一日からるの規則は、平成二十一年十月一日から はいい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい
本巣市小柿字宮前七七七番一外一三筆本巣市小柿字宮前七七七番一外一三筆	地域の名称開発区域又は工区に含まれる	岐阜県知事 古 田 筆 では、「日本ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 「別量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 い	公 二小
同 同 同 による 第発登録簿	種類域は異なび区では、	準用する同法第十四条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	れる場合場合を受ける場合の発給を受け
録簿 鳥取県鳥取市大覚寺七七番地八三 録簿 鳥取県鳥取市大覚寺七七番地八三	び区 開発許可を受けた者の住所及び氏名設の	岐阜県知事第三十六条第三項の規定により公示する。次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法別発行為の工事の完了	- 作業機関 - 作業機関 - 作業機関 - 作業機関 - 作業機関 - 作業機関 - 作業機関 - 作業機関 - 作業機関 - 作業機関
		古田 筆 音号)	内)

(609)	ı	平成 2	1年9	9月 [·]	15日			岐	1	阜	県	4	公	報						第 2	2 0 8	8 2 등	를
改良区	対用管 引水川 工土を 地岸	富加町木	改土 良 区 名地	就任した役員									2 E	女用記 え水ノ エイ 地	皇富 川加 三町 岸木	改土 良 区 名地	退任した役員		平成	定により公示する	とおり土地	土地改良	土	
	= '` =	平成	年就 月 日任	役員										= '	成	年退 月 日任	た役員		平成二十一年九月十五日	立がする。	マレト・ピト ヘンミドトーラ。とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、	土地改良区役員の退任及び就任	ı
同	同	理事	役名		同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役名			苦		員が退任	十四年法	の退任な	
井	服	坂	氏		井	Щ	渡	瀧	石	西	髙	髙	河	髙	坂	氏					及び	律第	ジ 就	
戸	部	井			戸	田	辺	戸	原	部	井	垣	野	垣	井						就任-	百九	任	
	勝	弘	_			桂	_	義	久	秀	勝	浩	勝	公	弘	_					した旨	五		
務	治	道	名		務	=	興	之	幸	之	男	規	明	平	道	名		岐阜	į		の届	ラ) 第		
同	同	加茂郡富加町羽生	住		同	加茂郡富	同	同	同	同	同	同	同	同	加茂郡富加町羽生	住		岐阜県知事・			出があった	十八条第		
羽生	加治田	加町羽生			羽生	加茂郡富加町加治田一		高畑	加治田	大山	滝田	夕田	羽生	加治田	加町羽生			古田				十六項の規		
五〇四番地四	九二八番地	九三五番地	所		五〇四番地	一四九六番地一	六二〇番地五	二七五番地	加治田三四九六番地二	六三九番地	一三七二番地二	九五〇番地	八八八番地三	三八四番地三	九三五番地	所		鞶	ŧ		同条第十七項の規	定により、次の		
₩				÷			土地改良ニ・・・ニ・甲和野東部・平月	z q i F	任	退任した役員		平成二十一年九月十五日		とこより公民する。 とこより公民する。 日条第十七項の規 とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、	土地改良区役員の退任及び就任	同		同	同	同	同	同	同
担会当計	}	監事	監代事表		ŧ	事副 長理	長珥	•	役名			É	Ì	退任	年法	住及,	j⊷j	監事	J - J	I - J	j - ij	1-0	J - J	<u>-</u> j
中	水			森		滑	大		氏					及び	律第一	び就	金	坂	瀧	瀧	石	西	髙	佐曽利
田士	橋			臣		谷	前							M 任 し	兄十	正	竹井	井	戸	戸	原	部	井	利
吉兵衛	昭治	業	宝	高見		重 和	利		名			_		た旨	吾		桂也	敦	秀克	裁之	久幸	秀之	勝男	敏
同	同			同		同			住		山 旦 夕	支 早 早 印 事		の届出が)第十八		同		同	同	同	同	同	同
江名子町	丹生川町町方	松本町	久々野町大西	朝日町小瀬		丹生川町大萱	高山市岩井町				Ī	事 古 田		あったので、同条	条第十六項の規定		加治田	加茂郡富加町羽生		高畑	加治田三	太山	滝田	夕田
三八三四番地	二二八番地一	八九番地	九八八番地	一七番地	- - -	一三八一番地	二五八〇番地		所		í	Ě		赤第十七項の規	たにより、次の		九二二番地一	一一五八番地一	三一八番地	二七五番地	加治田三四九六番地二	六三九番地	一三七二番地二	四二六番地

編 集 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三	岐阜市薮田南二丁目一番一号		行 行 所 者	発 発			五 日 発 行	平成二十一年九月十五日発行	_
	四三九六番地	江名子町	同		Œ	野崎			第
	一〇七七番地	漆垣内町	同	孝	吉	池田	理事		2 0
	二九五二番地	江名子町	同	豊	和	藤井	担会当計		8 2 5
	山七二三番地	丹生川町桐山	同	雄	久	垣内	同		를
	二八七番地	三福寺町	同	宣	長	小鳥	監事		
	三八〇番地	漆垣内町	同	郎	進	石本	監代 事表		
	一七番地	朝日町小瀬	同	見	高	森田	同		
	丹生川町新張二九五二番地七九	丹生川町新	同	夫	康	橋場	事副 長理	[
	八九番地	高山市松本町	高	富美男		池 田	長理事	区土地改良 三・ 』:三 飛騨東部 平成	岐
	所		住	名		氏	役名	改良区名 年月日 就任	阜
								就任した役員	県
	八〇〇番地		同	長	久	藍田	同		
	一二六八番地	朝日町西洞	同	夫	勇	奥田	同		公
	三八二二番地	江名子町	同	彦	_	川上	同		報
	高山市久々野町小屋名二〇七一番地	3市久々野町小	高	夫	道	木戸口	同		ł
	桐山七一三番地	桐	同	雄	久	垣内	同		
	田二〇〇番地	丹生川町瓜田	同	司	廣	荒川	同		म
	二四番地	上切町	同	清	. •	中田	同		Z成 2
	七九八番地	中切町	同	章	昌	森本	同		1年9
	二〇三〇番地	岩井町	同	_	治	森下	同		月1
	一九七七番地	滝町	同	明	•	和田	同		5日
	二八七番地	高山市三福寺町	高	宣	長	小鳥	同		(
	三〇六三番地		同	夫	昭	鍛冶谷	同		610
	四三三七番地		同	平	昭	山下	理事)
									_